

令和6年度第4回国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画
策定検討委員会

令和6年10月22日

国分寺市役所

書庫棟会議室

次 第

1 議題

- (1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画素案について
- (2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画概要版・子ども版について

2 その他

次回の会議開催等について

■配付資料

資料番号	資料名
6-4-1	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画素案
6-4-2	令和6年度第3回国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会委員意見まとめ（第4章）
6-4-3 (当日配付)	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画概要版（案）
6-4-4 (当日配付)	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画こども版（案）

令和6年度第4回
国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会

日 時：令和6年10月22日（火）午前10時～
場 所：国分寺市役所 書庫棟会議室

出席者（敬称略）

委 員	入江 優子（委員長）、永野 咲（副委員長）、鈴木 恵子、前田 住榮、畠中 浩樹、桑野 正樹、山元 めぐみ、坂本 岳人、關 友矩 （オンライン）新保 友恵
事 務 局	石丸 明子、千葉 昌恵、齊藤 幸芳、末永 理彩

委 員 長	<p>皆様おはようございます。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、委員会を始めたいと思います。委員会を開催するに当たり、本日の委員の出欠席状況について事務局からお願いします。</p>
事 務 局	<p>委員の出席について御報告いたします。</p> <p>現在、出席10名、欠席3名です。つきましては、委員の過半数の出席がありますので、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱第7条第2項に基づき、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会が開催できることを確認しましたので御報告いたします。以上でございます。</p>
委 員 長	<p>では委員の出欠確認ができましたので、これより、令和6年度第4回国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会を開催します。会議を始めるに当たり、事務局から配付資料の確認をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>今回も資料についてはレターパックにて送付しております。また、同資料については、メールでも送付させていただいております。送付した委員会資料等につきましては、開催通知、次第、資料6-4-1、資料6-4-2です。また、メールでも送付させていただきましたが、追加資料として、資料6-4-3、資料6-4-4を机上に配付させていただいております。資料番号については、いずれも資料1枚目右上に表示しております。</p> <p>配付資料については以上です。資料の過不足等ございませんでしょうか。</p>
委 員 長	<p>それでは次第に従いまして会議を進めます。</p> <p>本日の議題は「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画素案について」と「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画概要版・子ども版について」の2件です。</p> <p>前回の会議において、第4章の素案について議論を行いました。それを踏まえて第1章から第5章まで、事務局が計画全体の素案を作成しました。また、その計画素案から概要版、子ども版を作成しました。</p> <p>本日は、まず計画素案について、事務局から説明を受けたのち、御質問や御意</p>

	<p>見等を皆様からいただき、次に概要版、子ども版について議論を行いたいと思います。</p> <p>それでは、まず計画素案全体についての概要と、前回会議において皆様からいただいた御意見を踏まえてどのような対応としたのか、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料6-4-1を使用して御説明いたします。</p> <p>先ほど委員長から御説明いただいたように、この資料6-4-1が現在の次期計画素案です。あくまで案としてお示しさせていただきます。</p> <p>また、資料6-4-2に、前回の会議において委員の皆様からいただいた御意見をまとめました。この御意見に対して、計画にどのように反映したのかも記載しています。後ほどその部分について、この資料を使いながら御説明いたします。</p> <p>まずはこれまでの経緯について確認したいと思います。令和5年度については3回、令和6年度には本日を含めて4回の会議を行ってきました。これまで皆様から様々な御意見をいただき、この素案まで整えることができましたこと、本当に御礼申し上げたいと思います。まだまだ道半ばではございますが、今日の御意見を踏まえて、11月25日から実施するパブリック・コメントに臨みたいと考えています。パブリック・コメントを通して、市としてどのような計画を考えているのかを市民の皆様にお示しして、そこから様々な御意見をいただき、それを踏まえてさらに計画を作り上げていくこととなります。そのためにも、パブリック・コメント前に、市として計画案をしっかりと作り上げることが重要であるとと考えています。今回の会議はパブリック・コメント前最後の会議となります。第1章から第5章までまとめたものを初めて委員の皆様にお示しして、計画素案の内容及び皆様からいただいた御意見をどのように反映したのかを説明いたします。</p> <p>また、第5章については、子ども・子育て支援事業計画と言いますが、これは子ども・子育て会議で議論を行っています。10月15日に開催した会議で答申を受けまして、その内容をこれから反映する予定です。</p> <p>それでは、資料6-4-2を御覧ください。この資料は、左から基本目標、施策、重点事業、事業名と各項目を並べています。資料1枚目は第4章全体についての御意見で、2枚目以降に重点事業ごとにいただいた御意見をまとめています。右側には御意見の内容と、対応について記載しています。</p> <p>まず一つ目の御意見として、こども家庭センターの設置が今回の計画の一つの目玉であるため、こども家庭センターに関わる事業がどのようなものであるか、計画上見えると良いという御意見でした。これに対して、資料6-4-1、計画素案の63ページを御覧ください。本計画における「新規事業」と「こども家庭センター関連事業」について、重点事業のうち、新規事業とこども家庭センター関連事業には、64ページ以降マークをつけました。例えば65ページの通番5「児童虐待防止に関する啓発活動」は、こども家庭センター関連事業のため「こ家」</p>

とマークをつけています。

次に、こども家庭センターの機能について図式化できると市民にも伝わりやすいのではないか、という御意見をいただきました。事務局としても図式化を試みましたがなかなか難しく、現時点での案としては、73 ページに記載したとおり、こども家庭センターはどんな機能を持っているのか、をコラムとして整理しました。このほかにも、この計画で特に注目していただきたい部分や詳しく説明したい部分については、コラムとして掲載しています。主に関連する項目の近くに掲載していますが、コラムを通して内容の理解を深めていただければと考えています。

続きまして、社会的養護や里親について、市の連携や取組について記載してはどうかと御意見をいただきました。これは、62 ページ、基本目標 I 施策（1）の現状・課題に「全ての子どもや若者のウェルビーイングを実現するため、貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア、様々な事情で親と暮らすことができないなど、困難な状況に置かれた子どもや若者がいることを理解し取組を進めることが重要です」と追記し、先ほどの 73 ページのこども家庭センターのコラムに「養育家庭（里親）」と記載しました。62 ページについては、困難な状況に置かれた子どもや若者の具体例として、「様々な事情で親と暮らすことができない」と社会的養護についても記載しました。73 ページについては、本市においてもこども家庭センターで養育家庭（里親）についての取組も行っていることを記載しました。

次に、施策間、組織間、ライフステージを超えた施策の総合性について記載してはどうかとの御意見についてです。これは、59 ページの基本目標に「なお、施策の推進を図るに当たっては、各施策間や関係組織等と連携するとともに、ライフステージを超えた一貫性のある取り組みを重視します」と追記しました。

次に、子どもや若者、当事者の意見聴取、意見反映について、次期計画の策定に当たって様々な声を聴いて取り組んでいくという視点を計画に盛り込む必要があるのではないかという御意見をいただきました。これは、58 ページの基本理念に記載しております。また、45 ページに子どもや若者、子育て当事者の意見・意見反映について、コラムを掲載しました。ここでは、本市においても、本計画の策定に当たり、子どもや若者、子育て当事者にアンケートを実施するとともに、直接意見を聴く機会を設け事業を実施する際にも、子どもや若者、子育て当事者や子育て支援者等の意見を聴き、事業に反映させることを記載しました。

人権や権利の大切さへの理解を深める取組として、人権教育においては、知識を超えてもう一步、自分ごととして捉えて実感する、体感する、そういった取組があるのであれば記載してほしいと御意見をいただきました。これは、方向性に「すべての人を大切にすまち宣言」に基づく人権教育を行うことを追記しました。

通番 5 「児童虐待防止に関する啓発活動及び早期発見深刻化防止」について、

虐待対応が見えにくいので、「児童虐待防止に関する啓発活動」と「早期発見深刻化防止」と分けてはどうか、との御意見について、これを踏まえて 65 ページのとおり、通番 5「児童虐待防止に関する啓発活動」と通番 6「地域ネットワーク機能強化による児童虐待の早期発見及び深刻化防止」として、啓発活動と実際の防止の取組に分けて、再度重点事業を整理しました。

次に、子どもの権利条約の内容を子どもに伝えることを計画書に組み込んでどうかという御意見について、こちらは 3 ページのコラムに子どもの権利条約について説明する内容を追加しました。また、後ほど説明いたしますが、子ども版の 3 ページにもコラムとして、子どもの権利条約の内容が子どもにも浸透するように、子ども向けに説明を掲載しました。

ここからは具体的な重点事業に対する御意見です。まず、通番 1「学校全体での人権教育の取組の充実」の目標に「改善を図った学校数」とあるが、どのような方向性で改善を図るのか、記載してはどうかという御意見をいただきました。こちらは、先ほども申し上げたことと重なりますが、「すべての人を大切にするまち宣言」に基づく人権教育を行うことで方向性を示しました。また、同事業で、数値目標が「15 校」となっているのが市内のどれくらいの割合なのか分かりづらいのではないかと御意見をいただきました。これは、市内の全ての学校であることが分かるように、「市内全小・中学校」と記載を修正しました。

次に、通番 3「障害への理解促進・普及啓発事業」について、数値目標が「継続実施」となっているため、具体的にどのような取組を行うのか例示があると事業を想像しやすくなっていいのではないかと御意見をいただきました。これについては、令和 5 年度実績に参考として令和 5 年度に行った取組を記載しました。ほかの事業も同様に、数値目標が令和 5 年度は「実施」、令和 6 年度が「継続実施」となっている事業は、なかなか目標として数値を設定することが適切ではないものについて、そのような表記となっています。加えて、この御意見を踏まえて、数値目標に令和 5 年度に実施した取組を記載しました。

基本目標 I 施策（2）の現状・課題について、これまで実施してきた支援について、例えばこの事業の利用者が増えているなど、そういった成果があれば記載してはどうか、という御意見をいただきました。これは、今回の現状・課題、方向性については、具体的な実績は書かないことで統一しています。そのため、今回は他の施策とのバランスを考慮して記載はしませんでした。しかし、実績の評価に当たっては、そこが見えるようにまとめたいと考えています。

続きまして、68 ページの施策（2）の方向性について、包括的に支援する関係機関のつながりが見えづらくなっているため、課題をつなぐ行政間の連携について記載してはどうかとの御意見についてです。こちらは、方向性の最後に「子どもや若者が抱える複雑な問題に対しては、市関係部局のほかに保健所や児童相談所などの支援機関が連携してネットワークを構築し、包括的な支援を行います」と追記しました。

次に、通番 15「ヤングケアラー支援（啓発・支援体制構築）」について、ヤングケアラーという言葉にそもそもなじみのない方がいらっしゃるのではないかと御意見をいただきました。こちらは 44 ページの、ヤングケアラーという言葉が計画書で初めて出てくる箇所に、ヤングケアラーの説明をコラムとして掲載しました。また、同事業について、ヤングケアラーコーディネーターとは具体的に誰が担い、どのような活動をしているのかという御質問をいただきました。こちらは通番 15 の事業内容に「専門知識等を有する職員がヤングケアラーについての周知や支援体制の構築を図るとともに、相談対応や個別支援の中心的な役割を担う」という説明を追記しました。

基本目標Ⅱ施策（1）について、方向性で「多様なニーズに対応するため、保育所の受け入れ体制を強化し」と記載があるが、この多様なニーズについて具体的にどのようなニーズがあるのか追記してはどうかとの御意見をいただきました。保育所の機能には子どもを預ける以外についても今後期待されているため、こども誰でも通園制度なども意識した上で、73 ページの方向性で「保護者の就労等の有無にかかわらず保育や一時預かりなど」と例示として追記しました。

続きまして、基本目標Ⅲ施策（1）について、ここに記載されている重点事業としての居場所には、学童保育所や児童館ランドセル来館など、放課後の居場所のことが多く、学校に行くことが難しい子どもの居場所についても記載があったほうがいいのではないかと、との御意見をいただきました。これは、計画書全体にも言えることですが、学校に行くことが難しい子どもも含めて、様々な課題や困難を抱える子どもがいることを認識した上で、「全ての子どもや若者」と表現することで、そういった子どもや若者も内包されていると考え、具体的な例示などは今回しておりません。他の基本目標や施策についても同様の取扱いとしています。

次に、計画に事業として記載がなくとも、民間団体などで民家などを活用して不登校の子たちなどが来ている居場所の声を聴いていく、サポートしていくことを記載してはどうかとの御意見をいただきました。こちらは、45 ページの子どもや若者、子育て当事者への意見聴取のコラムにて、意見を聴く対象として、「子どもや若者、子育て当事者」に「子育て支援者等」の文言を追記しました。当事者に意見を聴くことも重要ですが、それを支援する方々も含めた様々な方向から意見を聴くことも重要であるという意味を込めて、このように記載しました。

続きまして、通番 42「児童館ランドセル来館事業」について、今後、全ての児童館において実施することは積極的な取組であるため、そのことが分かる記載にしてはどうかという御意見をいただきました。これは、これまででは市内の一部の児童館で実施していた取組を、今後は市内全ての児童館で実施することになった事業です。そのため、事業目標に「市内全ての児童館において」と追記しました。

次に、通番 44「国分寺市プレイステーション事業」については、放課後等デイサービス事業所でも利用があり、地域の居場所として少しずつそういった場所が

	<p>増えていることを、現状・課題に盛り込んでどうかとの御意見です。先ほど申し上げたとおり、具体的な実績や取組についてはこの現状・課題、方向性には記載していないため、全体のバランスを考慮し、今回は記載していません。しかし、実績の評価に当たっては、その点についても記載したいと考えています。</p> <p>基本目標Ⅲ施策（２）について、施策（１）が居場所として幅広い年齢層を対象にしているのに対して、施策（２）は乳幼児期に寄っており、学齢期になっても保護者の方は悩まれていることもあるので、その支援について現状・課題、方向性で触れてはどうかとの御意見をいただきました。ここは、方向性の書きぶりを変更して、全体的に乳幼児期に偏らない記載に、バランスを取って方向性が見えるように修正しました。</p> <p>続きまして、施策（２）の現状・課題にある産前産後に必要な公的サービスのアンケートについて、交流という文脈でどのようなニーズがあるのか、データがあれば掲載してはどうかと御意見をいただきましたが、今回の趣旨に合うようなデータは見つからなかったため掲載には至りませんでした。</p> <p>最後に、通番 46「保育所等における地域の子育て支援事業」について、方向性などでもう少し踏み込んで記載してはどうかという御意見をいただきました。こちらについては、地域における取組、保育所の役割について方向性に記載しました。</p> <p>計画素案の内容と前回いただいた御意見の反映について、事務局の説明は以上です。</p>
委員長	事務局から説明がありました。これを踏まえて、御意見や御質問がある方は挙手をお願いします。
副委員長	丁寧に作業いただいて、全体としてとても読みやすくなったと思います。少しまだ理解が追いついていないところがありますが、この会議で議論するのは第４章のみで、第５章は議論しないのでしょうか。
事務局	第５章については、この会議とはまた別の子ども・子育て会議で議論しています。この会議では主に第１章から第４章までについて御意見をいただくこととなりますが、第５章についても第４章と関連しますので、御意見などがありましたらいただきたいと思います。
副委員長	第４章が市の施策全体であると考えたときに、第５章に掲載されている事業が第４章に載っていないことに違和感があり、建付けがどのようになっているのか気になりました。例えば、ショートステイなどは私たちの領域ではとても大事なトピックで、分離する、しないの前にショートステイで生活を安定させることが大事だと考えています。そこで、この計画ではどこに入るのかと見たときに、施策の体系図には載っておらず第５章に載っていたので、計画の作りがよく分からなくなってしまいました。例えば、こども誰でも通園制度などは、第４章にも第５章にも記載がありますが、このどちらにも載っている事業と、第４章・第５章のどちらかにしか載っていない事業はどのように区別しているのでしょうか。

事務局	<p>第5章は、子ども・子育て支援事業計画のことで、子ども・子育て支援法に基づいた、法的に策定義務のある計画となっています。記載する項目などについても決められておりました、法的な指針に基づいて策定しています。一方で、第1章から第4章は、こども基本法に基づく市町村こども計画など、他の法的位置づけを持って策定しています。そのため、第4章までと第5章では法的な背景が少し異なります。</p> <p>第5章に記載されている事業のうち、第4章に記載されているものとそうでないものについては、やや分かりづらいかと思いますが、考え方としては、基本的には第4章と第5章の事業は重複しないよう組み立てています。その中で、新しい取組や基本目標に掲げた施策で特に重点的に力を入れて取り組む事業については、重複している場合でも記載する整理になっています。</p>
委員長	<p>大変重要な内容なので、追加で確認したいと思います。計画の冒頭から、計画策定の背景と趣旨や、計画の位置付けについて記載があって、子どもの権利条約やこども基本法についての説明が載っています。このコラムは分かりやすく大変良いと思いますが、例えば、6ページに計画の位置付けについてのコラムがあっても良いのではないかと思います。6ページを見ていただくと、この計画と国や都の取組との関わりなどが記載されていて、「子ども・若者育成支援推進法」や「次世代育成支援対策推進法」などが書かれていますが、今回の計画の目玉としては、市町村こども計画に何が集約されたのかということだと思っています。例えば貧困や若者支援などがこの計画に入っていることは大変注目されることだと思うので、個別の事業として掲載するだけでなく、計画の持つ総合性がここで説明されると良いのではないかと思います。その関連で、子ども・子育て支援法に関することはこういった事情で第5章に記載されているなど、そういったこともここに記載していただくと、分かりやすくなると思います。</p> <p>また、60ページの施策体系図について、ここに子ども・子育て支援法に基づく第5章の事業との関連についても記載してはどうでしょうか。事務局の整理としては住み分けたほうが書きやすいのは分かるのですが、分けてしまうと施策が途切れてしまうような認識を市民が持ってしまうことは避けた方が良いのではないかと思います。</p>
副委員長	<p>今の御意見に同意で、施策体系図は第4章に入る前の第3章に掲載されているので、第5章がここに入っていないのは気になります。例えば、今施策体系図で「新規」「センター」として新規事業とこども家庭センター関連事業を記載していただいているのですが、そこに「第5章」を増やして、第5章に掲載されている事業にも印をつけていただくと分かりやすくなると思います。また、第4章に掲載されていない第5章の事業がいくつかあるので、それも記載を工夫いただければと思います。なかなか難しいとは思いますが、市民が読んだときに少し分かりづらいのではないかと思います。</p> <p>また、第5章の実績データは令和5年まで情報が記載されているのに、第2章</p>

	は令和4年度までのデータしか入っていないものがいくつかあり、それも気に入りました。
委員	60ページの通番26「未就園児の定期的な預かり事業」について、第5章の「乳児等通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園制度」、また東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」となっていますが、第4章と第5章の関連性が分かるような記載にしたほうが良いと思います。
委員	確かに事業の関連性が少し分かりづらいと思います。ただ、どのようにすればもっとうまく組み立てられるのか、なかなか難しいとも感じました。
委員長	他にも子どもの居場所として学童保育所や放課後子どもプランなど、地域子ども・子育て支援事業でも重点事業として第4章に掲載されているものについては、非常に重要なポイントであるため、何かマークなどつけていただいて、全体として関連していることを結びつきとして示していただければと思います。
事務局	今の御意見を伺いまして、第3章については計画全体に関わる施策の体系について示されているのに、第4章のみの記載になってしまっている点は御指摘のとおりだと思いました。第4章と第5章の関連性が施策ごとに切れてしまうのは本望ではありませんので、関連性が分かるように記載を検討したいと思います。 また、第4章に掲載している事業はあくまで重点事業として掲載しております。当然、子どもや若者に関わる事業、施策は他にもありまして、ここでは全てを網羅できているわけではありません。今回の計画では、特にこの5年間で力を入れて、集中的にやっていく事業ですので、何を入れて何を入れないのかは様々な御意見がある中で作ってまいりました。 この第4章と第5章の関連性については、これまでの検討経過を踏まえ、もう少し見えるように記載を工夫したいと思います。
委員長	重要なところなので、ぜひ検討をお願いします。
副委員長	ショートステイや病児保育などは重要な事業で、第2章にも実績が掲載されているのに、施策体系図を見たときに載っていないのが気になったので、分かりやすく整理していただければと思います。 また、第2章に掲載されているデータが令和4年までになっているのも気になるので、データがあるものについてはできる限り最新のデータを掲載いただきたいと思います。
事務局	第2章に掲載されているデータの年度の違いについては、令和5年度に実施した基礎調査報告書が基になっています。そのため、作成当時に最新であった令和4年度までのデータが掲載されています。最新のデータを追加できるかどうか検討したいと思います。
副委員長	データを差し替えることが難しいのであれば、今御説明いただいた旨をどこかに記載されるといいかもしれません。
委員	第4章の重点事業で、新規事業やこども家庭センター関連事業には「新」「こ家」とマークをつけていただいて、それがとても分かりやすいと思います。同様

	に、第5章と関連する事業についても、印があったほうが分かりやすいのではないかと思いました。
事務局	重点事業と第5章との関連については、例えば77ページの通番25「保育コンシェルジュ事業」では、重点事業の下に「子ども・子育て支援事業法に基づく量の見込みと確保方策については(p.100)を参照」として示しております。
委員長	御意見としては、これも同じ並びにあったほうが見やすいとの御意見かと思えますので、同じ印にできるか検討いただければと思います。 これに関連して、73ページのこども家庭センターの機能について、いろいろまたがっていると思いますが、若干分かりにくいと感じました。対象事業の例は第4章に関わる部分を抜き出して書いているのでしょうか。第5章の事業も掲載していますか。
事務局	対象事業の例は、第4章に限らず、こども家庭センターで実施している事業を掲載しています。例えば、妊婦歯科健診などは第4章の重点事業としては掲載しておりません。第4章はあくまでも重点事業として、子どもや若者に対して重点的に取り組む事業について記載しているので、こども家庭センターで実施している事業でも、第4章に掲載されていない事業もあります。また、第5章には、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業を掲載しています。対象事業の例に記載されている事業は、計画書で必ずしも掲載されている事業というわけではありません。
委員長	市民目線で見ると、計画書全体を読むというよりは、特に気になったトピックについて、例えばこども家庭センターとは何だろうとこのコラムを読むのではないかと感じています。対象事業の例はやや分かりにくいような気がするので、もう少し領域がグルーピングされたほうがいいのではないのでしょうか。
委員	今御意見をいただいたとおり、少し分かりづらい書き方になっていると思いますので、内容自体を含めて書き方については再検討したいと思います。対象事業の例も記載がやや多いと思いますので、もう少し記載する事業を絞って、市民の方にとって身近で分かりやすいものを意識したいと思います。
委員長	相談内容の例も、相談ということでこのような記載となっているのかと思いますが、不安や落ち込み、相談相手がないなどが中心に書かれているのが少し目指し方として弱いのではないのでしょうか。どのような場面でこのような利用ができるのか、という機能についてもう少し書いていただけるといいかと思いました。ここは皆様見るポイントではないかと思えますので、利用者目線での書きぶりについて検討していただければと思います。
副委員長	些末なことですが、初めてイラストがついている素案を拝見して、イラストにもう少し多様性があるほうがいいと思いました。これは白黒なのでそこは問題ないかと思いますが、例えば髪が黒い人だけにしないように、車椅子の方もいるように意識する、そういった視点があればいいと思います。男女の親ばかりなもの、計画が目指している方向性と少し違う気もするので、もし変えられる余地がある

	のであれば検討いただければと思います。
委員長	<p>割と若い父母がずらっと並んでいるようなイメージは確かにあります。例えば、外国人や障害のある方をどう表現するのか、この計画は子ども・若者の計画ですが、一人くらい高齢者がいてもいいのではないかと思います。イラストはメッセージ性が出てしまうところではあるので、多様性が出せればと思います。</p> <p>そのほか、全体を通して少し気になったのがコラムの位置です。例えばヤングケアラーのコラムは第2章に掲載されていて、恐らく初出のところにあるのかと思いますが、計画としては第4章をメインに読む方が多いと思うと、第2章は少し易しめな註書きにして、コラム自体は第4章の重点事業に掲載したほうが分かりやすいのではないかと思います。45 ページの子どもや若者、子育て当事者の意見聴取のコラムについては、第4章に入れるべきか、最初の計画の説明に入れるべきか、悩ましいのですが、計画策定の大きな主旨ではないかと思うので、どちらかと言えば前にあったほうがいいと思います。7 ページに意見聴取についての説明はあるのですが、この部分はかなり目玉になるとと思いますので、コラムは第1章にあったほうが良いような気がします。</p>
委員	78 ページの医療的ケア児のコラムの位置も気になっていて、これは基本目標Ⅱ施策（2）に関連すると思うので、読みやすい位置をもう少し工夫していただければと思います。
事務局	コラムの位置は、レイアウトの都合もありますが、先ほど委員長がおっしゃったように初出箇所を意識しておりまして、医療的ケア児については基本目標Ⅱ施策（2）の現状・課題や方向性を読む前に、医療的ケア児について説明があったほうが文章の意味が通じやすいのではないかとこの考えのもと、このような位置に配置しました。
委員	コラムの位置については、84 ページの通番 38「地域の子どもの居場所づくりの推進」の下に子どもや若者の居場所についてのコラムや、87 ページの通番 44「国分寺市プレイステーション事業」の下にプレイステーションについてのコラムがあって、とても分かりやすいと思いましたので、このような配置について検討いただければと思います。
委員長	計画書を読む方は必ずしも冒頭から通して読むというわけではなく、気になるところだけつまんで読む方もいらっしゃるので、該当事業の近くにコラムがあったほうが分かりやすいかもしれません。
委員	6 ページ、第1章の計画の位置付けでこども大綱やこども未来戦略などについて記載がありますが、可能であれば用語解説にそれらについても記載があるといいと思いました。
委員長	重要な視点かと思いますが。用語解説は意外と読む方が多いので、ぜひ載せていただければと思います。
委員	今の御意見に関連して、用語解説がいろいろ載っていていいなと思いました。が、用語解説に索引のように該当ページを入れていただければと思いました。な

	<p>かなか全て目を通すことは難しく、目次などを見て気になったところ、興味のあるところをピックアップして読むことが多いので、そこにページ数があったほうが読みやすいと思いました。コラムについても、他に関連するページを下に入れていただくとそこに飛びやすいと思いました。用語解説には入っていないキーワードも結構あると思っていて、例えばひとり親など、用語としての解説は不要ですがそこだけ読みたい方もいらっしゃると思いますので、索引のようなものがあるといいと思います。</p> <p>また、関連に飛びやすいという視点から、計画書にQRコードなどを載せていただいて、この事業についてはホームページのどこに載っているといったことを示していただくと便利だと思いました。</p>
事務局	<p>QRコードについては検討したのですが、この計画が5か年計画であり、その5年間にリンク先が変わってしまう懸念があったため、断念した経緯がございます。</p>
委員長	<p>計画本体ではなくても、概要版やホームページなど、更新しやすくまとめてあるといいかもしれません。</p>
委員	<p>10ページ、第2章から本市の状況として統計データが載っていますが、20ページの本市の待機児童の推移についての説明が、「本市の待機児童数の推移を見ると、待機児童数は減少傾向であるものの、令和5年には増加に転じています」となっています。確かに令和5年度については増加しているのですが、19ページの図表6-2に記載のとおり、毎年施設を整備しており、過去5年の推移で見るとかなり減少しています。新規の施設を整備せずに既存の施設で待機児童の対応をしていくという方向性を第5章に記載しているので、ここの記載については工夫したほうが良いように思いました。</p>
委員長	<p>この計画を策定するに当たって、こども基本法の趣旨を受けて、令和6年度までの現行計画から丁寧に理念の見直しを行ったことは、この計画にとっても大きなことだと思うので、第4章の最初の部分か、全体に関わる部分であるとして第1章の計画の推進のところなどに記載いただければと思います。これから市民の方がパブコメで意見を出すに当たって、どのように理念を決定したのかは重要だと思いますので、ぜひ検討ください。</p>
事務局	<p>基本理念を変えたことは大きな思いがあつたことなので、理念を変えた経緯について、それが見えるように記載することを検討したいと思います。</p>
委員長	<p>全体に関する御意見や御質問は以上として、次に個別の事業に関わる御意見や御質問がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。</p> <p>口火を切る形で私から一点、不登校の子の居場所について、今回はっきりとは例示せず全ての子どもや若者という記載をするとのことでしたが、不登校は大変増えていることや、国分寺市ではここに事業としては掲載していませんが取組があるので、ここはやはり例示していただきたいと思います。例えば84ページの居場所のコラムなどに、事業としてはなくても市民の力でそういった支援が進め</p>

	<p>られていることを応援しますといった記載や、これから充実していくという記載、また学校との連携についてなど、記載についてぜひ検討ください。特に学校の外での学習についても評価するなど、学校と連携して居場所づくりをしていく流れがありますので、コラムなどでも記載いただければと思います。</p> <p>また、45 ページの子どもや若者、子育て当事者への意見聴取についてのコラムで、「子育て支援者等」と追加していただいたのですが、この表記だとやはり団体がイメージできず、当事者と支援者が並んでいると個人という印象があるので、団体を明記していただきたいと思います。その辺り、ぜひ検討いただければと思います。</p>
委員	<p>コラムに書き加えていただけると、仰々しくなくていいのではないかと思います。</p>
委員	<p>実際に学校で行っている不登校児童・生徒への支援については、69 ページの通番 13「不登校児童・生徒の教育環境の整備」で記載されていますが、学校以外の子どもの居場所については、学校の職員も民間団体がどのような取組をしているのか、情報把握に努めています。国の通知にもあるように、様々な子どもの居場所について、学校も連携していく方向性で今も進めておりますので、どのような記載とするかは検討が必要かと思いますが、コラムに記載いただいて問題ないと思います。</p>
委員長	<p>居場所のことで不登校の児童・生徒の支援については、所管課も違いますので、市民にはなかなかイメージが湧かなかったり、分断しているように見えたりすることもあるかと思いますので、つながっていることやそのような方向性を持っていることをメッセージとして出せるようにするといったいいのかなと思います。プレイステーションについて、前回の御意見は全体のバランスを考慮して記載していないとのことですが、このことについて何か御意見などございますか。</p>
委員	<p>前回の意見としては、放課後等デイサービスでも利用させてもらっていることをお話しただけだったので、今回はバランスを考えて載せていないのであれば、それは構わないと思います。</p>
委員長	<p>放課後等デイサービスについては、この計画というよりも障害福祉計画に記載があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>主に障害福祉計画・障害児福祉計画に記載しています。国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画では、81 ページの通番 34 に事業としては記載があります。</p>
委員長	<p>計画としては二つに分かれているのですが、障害のある子どもや若者、御家庭がいろいろな居場所を利用する、交流することは、非常に重要なことだと思います。放課後等デイサービスでもプレイステーションを利用しているのであれば、記載を検討いただければと思います。居場所のニーズについては、不登校児童・生徒、障害児だけではないというのは確かにそのとおりですが、「全て」という記載だけだとさらっと読み飛ばされてしまうという懸念があります。やはり例示があると、そこに意識があることが示せるのではないかと思います。</p>

委 員	プレイステーションは、特定の属性を持つ方に特化した居場所ではなく、全ての方に安全・安心に過ごしていただける場所として提供しているものです。特徴として、例えば、遊具などは障害のあるお子さんでも安全に遊べるような工夫があるので、もしどこかでそのことを紹介いただけるのであれば、居場所を選ぶ時の選択肢として入れていただけるのではないかと思います。
委 員 長	全てではなくともそういった事例があることは重要であると思いますので、ぜひ載せていただければと思います。
委 員	子ども版3ページ「子どもの権利条約」について、4つの原則のうち、2つ目の「子どもにとってもっともよいこと」という表現が少し分かりにくいと思いました。素案では「最善の利益」と書かれているので、それと照らし合わせると意味は理解できるのですが、子ども版だけで読むときに伝わりづらいのではないかと思います。
委 員 長	「最善の利益」をどう子ども向けに言い換えるかはとても難しい問題だと思います。子ども版については、このあと議論の時間がありますので、改めてその時お話できればと思います。 62ページについて、社会的養護の追記として、「様々な事情で親と暮らすことができない」を書き加えていただいたのですが、いじめや不登校で親と暮らすことができないというのはやや飛躍しすぎではないでしょうか。これらの事情を持つ子どもたちが全て親と暮らすことができないというわけではないので、違和感があります。例えば、順番を入れ替えて「困難な状況に置かれた子どもや若者、様々な事情で親と暮らすことができない子どもや若者」としていただいたほうが、分かりやすいのではないのでしょうか。
副 委 員 長	確かに、基本的には貧困、虐待などによって分離されることが多いので、並列で書くのは違うと思います。「貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア」までで止めて、そのあとに様々な事情で親と暮らすことができない子ども、というように別立てで記載いただいたほうがよいかと思います。
委 員 長	保護される理由は複合的に重なっていることがありますが、やはり虐待があるとか、医療的ケアの関係でどうしてもということが主だと考えられますので、この記載は検討していただければと思います。
事 務 局	この列挙については、こども大綱を参考にしています。こども大綱では非行なども含まれていますが、その中から特に市の取組と関連するものを抜粋して記載しています。しかし、今いただいた御意見を踏まえて修正していきたいと思います。
副 委 員 長	今の関連で言いますと、用語解説にもあまりそういった困難を抱える子どもや若者の記載がないように見えます。里親や児童相談所についても、市の事業ではありませんが、困難の最たるものだと思いますので、コラムとは言いませんが用語解説に入れていただければと思います。
委 員 長	事務局にはたくさんの修正を依頼して心苦しいところではありますが、大変重

	<p>要な御意見が多くあったかと思しますので、ぜひすぐとは言わずとも3月までには反映いただければと思います。</p> <p>それでは、時間を大分超過してしまい大変恐縮ですが、概要版・子ども版に移りたいと思います。計画素案を基に今回概要版と子ども版を作成されていますが、作成に至った経緯や工夫した点などについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料6-4-3と資料6-4-4を使用して説明をいたします。</p> <p>委員長にお話いただいたように、今回の計画の概要版と子ども版を作成しました。この計画本編含め、概要版、子ども版については、デザインは職員が担当しています。概要版と子ども版の違いとして、まず概要版に関しては、この計画の概要を示すものとして作成をしています。今後パブリック・コメントを予定していますが、この計画がどのような計画なのか、素案1冊に全て目を通すのはなかなか大変かと思しますので、この概要版を見ていただくことによって、内容を把握いただけるように抜粋して作成しています。対象としては、主に高校生以上が読むことを想定しています。子ども版については、令和5年にこども基本法が施行され、計画の策定に当たっても子どもや若者、当事者の意見を聴いてきたことを踏まえて、小学校高学年以上を読み手と想定して作成しました。子ども版では、文言も子ども向けに改めて整理し、例えば、5ページに基本理念を記載していますが、ここでは理念という言葉は使わず、「国分寺市の目指す姿」と表現を変えています。同様に基本目標についても、主旨を損なわない程度に文言を分かりやすく変更しました。当初は全く違うデザインで違う表現でしたが、市の職員の子どもにも読んでもらったところ、分かりづらい、興味を持ちにくいという意見があったため、修正したという経緯があります。今回の計画策定に当たっては、実際に子どもや若者に意見を聴いてきましたので、その意見を聴いた子どもたちに、計画について少しでもフィードバックできる機会にできればと考えています。例えばイラストの多様性など、私どもではなかなか気づかない点もありますので、対応できるものとできないものとあるかとは思いますが、様々な視点から御意見をいただければと考えています。概要版、子ども版についての説明は以上です。</p>
委員長	<p>それでは、今御説明いただいた内容について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。素案で修正となった点については、連動して修正が行われるものと考えながら、追加で御意見をいただければと思います。</p>
事務局	<p>事務局から一点、御説明させていただきたいのですが、子どもの権利条約について、原則の「子どもにとってもっともよいこと」が分かりづらいという指摘をいただきました。この表現については、「子どもの最善の利益」について、ユニセフが子ども向けに説明している内容を参考にして記載した経緯があります。しかし、分かりづらいという御意見も確かにあるかと思しますので、何らかの工夫ができればと考えていますが、そういった点についても御意見をいただければと</p>

	<p>思います。</p>
委員長	<p>それでは概要版から御意見をいただきたいと思います。その前に、デザインについては事務局で整えていただいたということで、一般的には最後に業者さんに綺麗にさせていただくところを、パブリック・コメント前の素案の段階でこんなに見やすくなっているのはとても素晴らしいと思います。イラストなどの指摘事項については、反映可能な範囲で多様性など対応をお願いできればと思います。</p>
副委員長	<p>デザインに関連して一点、概要版のこども家庭センターの説明に白衣を着た人がいますが、白衣だとどうしても医療を連想してしまうと思うので、白衣はないほうがいいと思いました。</p> <p>あと、子どもの権利条約について、素案と子ども版には記載がありますが、概要版にも、短くても一般原則だけでもいいので、ぜひ載せていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>概要版について、最初にある「計画の位置付け」が堅すぎる印象があります。どういう内容が合わさってこの計画ができたのかをもう少し書いていただければと思います。そういう意味では、子どもの権利、こども基本法が冒頭にきたほうが分かりやすいかもしれません。これを受けての計画であることが分かると思います。また、「計画のポイント」について、もう少し表現を易しくしていただければと思います。「当事者の意見を大切にします」、「こども家庭センターを設置します」など、言い換えを検討していただきたいと思います。</p>
委員	<p>概要版で、前半と後半にそれぞれ統計が出てくるのがやや分かりにくいように思います。統計資料は前半か後半かどちらかにまとめたほうが分かりやすいと思いました。</p>
委員長	<p>計画を策定する側としては、現状と課題があって内容に入っていく構成に馴染んでいますが、概要版ではメッセージが先に来てもいいかもしれません。</p>
副委員長	<p>子ども版について、基本目標の言い換えはとても大事なことだと思って拝見していました。こちらの方が分かりやすく、本編の基本目標もこれでいいような気がします。子どもにとって分かりやすいということは、大人にとっても分かりやすいということで、素敵に言い換えてくださっていると思います。子どもの権利条約なども子ども向けの条文解説がありますが、私も授業などではそちらを使うことが多いです。外国籍の方などは、子ども版を読んでいた方が、内容がよく分かると思います。とても大変なことだと思うので、あくまで感想にとどめたいと思います。</p>
委員長	<p>私もこども家庭庁の説明をするときには、こども版の説明動画を使用しています。少なくとも、概要版に追加する子どもの権利条約についての説明は、子ども版の抜粋の方がよさそうです。</p>
委員	<p>イラストの多様性の話が出ましたが、子ども版は1ページにおじいちゃんおばあちゃんもいるようです。計画を読むに当たって読みやすいというのは非常に重要なことだと思いますが、この子ども版はとても読みやすいと思います。</p>

委員 長	<p>1枚めくるとおじいちゃんおばあちゃんがいます。表紙は子どもや若者を意識したのでしょうか。概要版には赤ちゃんがいますが、子ども版には赤ちゃんがないというのは、何か意図があつてのことでしょうか。子ども版にも赤ちゃんがいてもいいのではないかと思います。だんだん流れが子ども版に移っていますが、子ども版についても御意見いただければと思います。構成上、子ども版は、子どもの権利の説明があつて、理念があつて、計画に入っていくという作りになっていて、概要版にあつた統計データなどは省かれています。逆に概要版にない要素として、子どもが利用できる施設として、学童保育所やプレイステーションについて書かれています。</p>
副 委 員 長	<p>子ども版も大変素晴らしくとどろき贅沢な意見になってしまっていますが、QRコードが難しいのであれば、最後のページにでも、相談先など記載があるとよいのではないかと思います。子どもの意見を聴くと書かれています。実際どうすれば伝えられるのか、例えば家がしんどい、学校がしんどい、何かにチャレンジしてみたいという気持ちを、学校を経由しない方法で伝えられてもいいと思います。プレイステーションなど、住所が書いてあつて地図もついていてとてもいいなと思います。アクセスのしやすさも重要だと思うので、電話番号など、相談先の案内が、意見を聴くことも含めてあればいいと思います。</p>
委 員 長	<p>この点について、子どもが利用できる施設のページが学童期に偏っているような気がしています。特に力を入れて取り組むこととして、定員が増えることを記載いただいたのかと思いますが、この子ども版も保護者も一緒に見ると考えたときに、こども家庭センターのことなどは記載がなくてもいいのでしょうか。また、概要版にも、子ども版にある子どもの居場所のようなページはあつてもいいと思いました。</p>
委 員	<p>子ども版の4ページに子どもや若者の意見として「児童館から学校にそのまま行きたい」という意見を記載されており、その意見反映として、児童館ランドセル来館事業を記載いただいています。しかし、これは事業趣旨として違いますので、例えば、児童館で何か体験をしてみたいという意見に対して、児童館は子どもの意見を取り入れて行事をやっていますと記載いただくなど、内容の修正を検討いただければと思います。また、子どもの居場所として学童保育所を記載いただいています。学童保育所も全ての子どもが望んで行ける場所ではないので、ここに記載するのは違うと思います。居場所について記載するのであれば、この見開きで児童館などを御紹介いただければと思います。あと、QRコードはリンク先が変わる可能性があるため計画には載せないとのことでしたが、庁舎の移転に伴いホームページも大幅に仕組みが変わる予定があつて、AIチャットbotが今後導入されるので、そういったところへのリンクを最後に入れてもらえると、子どもたちも興味を持ってこの子ども版を読んでもくれるのではないかと思います。</p>
委 員 長	<p>御指摘のとおり、誰でも広く利用できるものから書いてある方が適切かと思</p>

	<p>ます。確かに学童保育所も保護者の就労など要件があって、子どもが自分で選択して行けるものではないかもしれません。</p>
事務局	<p>学童保育所については、この計画によって何が変わるのかを子どもたちにも目に見える形で示したいという意図でこのような記載となっています。既存事業について記載することも想定しましたが、私たちが子どもたちのためにこの計画で何をするのかという一つの例としてこのように記載しました。ほかにも良い事例があればぜひ積極的に記載したいと思います。</p>
委員長	<p>ここは見開きになっていますが、学度保育所については、市として特に力を取り組むこととして記載いただいている、次のページは子どもたちが行ける遊び場の紹介でしょうか。</p>
事務局	<p>子どもたちが行ける居場所の紹介も役割としてあるかと思いましたが、なるべく盛り込みたいと思いつつ、これは概要版にも言えることですが、ページが増えれば増えるほど読んでもらえなくなるのではないかと懸念しております。この限られたページ数で何を書くかという取舍選択も必要だと考えておまして、このバランスをどう取るのかは検討が必要だと思っています。</p>
委員長	<p>この見開きが一つのかたまりとして見えてしまうところがあって、少し分かりづらいかと思しますので、ここは分けられるように工夫していただければと思います。他にも、学童の定員拡充だけでなく、放課後子どもプランなど自由に遊べるような、体験活動などにも参加できるようにしていきますといったことが書かれていてもいいのかもしれません。</p>
委員	<p>今回の計画策定に当たって、子どもや若者の意見を聴くことが一つ大きなポイントだったかと思えます。実際に意見を聴いて、聴いた内容をどう計画に反映させたかを子どもたちにフィードバックしていくことも大事であるという話は以前の会議でも出ていましたが、この子ども版にも、可能であればアンケートを実施したことや、そこで出た意見をどう計画に反映させたのかを記載していただければと思います。なかなか難しいかと思えますが、検討いただければと思います。</p>
委員長	<p>大事な御指摘です。子ども版4ページに意見を反映した例として記載いただいています。ぜひ工夫していただいて、居場所について子どもたちが挙げてくれた意見がたくさんあるので、ここから拾って何か反映されているものがあると、読みやすいかもしれません。国では意見を聴いてそれをフィードバックすることになっていますが、具体的に国分寺市ではどう考えていますか。子ども会議のようなものはありますか。</p>
事務局	<p>今の時点ではそういった取組は行っていません。今回は、例えば児童館や学童保育所に行って意見を聴きましたので、何らかの形で、聴いた意見がこのような計画になりました、ということ子どもたちにも示したいと思います。</p>
委員長	<p>今後も計画をより良くしていくために、皆様の意見を引き続き聴いていきますというフィードバックにつながるような言葉があるといいかもしれません。ペー</p>

	<p>ジ数を増やすのではなく、どこかに一行そういったことを記載いただければと思います。</p> <p>皆様ありがとうございました。本日の議題、大変盛りだくさんでありましたが、とても重要な意見が出て、大変充実したかと思えます。その他、事務局からありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>本日も長時間に渡りありがとうございました。</p> <p>本日御説明した内容については、かなりボリュームもありましたので、追加の御意見・御質問等、後からお気づきになる点がございましたら、大変期限が短く恐縮ですが、10月24日（木）頃までにメールまたは電話などで御連絡いただければ幸いです。冒頭に御説明したとおり、11月25日からパブリック・コメントを開始します。このパブリック・コメントを実施するに当たっては、様々な手続きがあり、10月中にはほとんど準備を終えていなければならないので、このようなスケジュールとなっています。そのため今日いただいた御意見を全て反映できるか、反映結果をお知らせできるかはまだ明確ではないのですが、何らか経過などをお知らせできればと考えています。</p> <p>次回の会議は2月3日（月）午後2時30分から午後4時30分を予定しております。場所は、新庁舎の会議室201を予定しております。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>それでは、以上を持ちまして、本委員会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>

— 了 —